

武蔵野商工会議所  
異業種交流プラザ会則

## 武蔵野商工会議所異業種交流プラザ会則

### (目的)

第1条 武蔵野商工会議所内の七部会の各企業相互間の交流を深め、情報を交換し、他業種の実情を知り広く自己をとりまく経済、社会環境を迅速かつ正確に把握して、自己企業経営の効率化、活性化を計り、結果的に地域商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (名称・事務局)

第2条 本プラザの名称は「武蔵野商工会議所異業種交流プラザ」とし、その事務局を武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会議所内におく。

### (事業)

第3条 本プラザは、第1条の目的を達成するため、次の各号に定める事業をおこなう。

- (1) 経営、技術等に関する情報、意見交換
- (2) 講演会、研究会、見学会等の開催
- (3) その他、本プラザの目的達成に必要な事業

### (月例交流)

第4条 本プラザは前条に定める事業を実施するため、原則として、毎月1回交流会を開催する。

- 2 交流会は会長が招集し、議長となる。

### (運営の原則)

第5条 定期的に役員会を開催して各月の事業（会合内容）を決定する。

- 2 原則として、毎月一回の事業（会合又は見学会等）を行う。
- 3 役員会は定例会の開催及び各種事業等の運営にあたる。
- 4 必要に応じてアドバイザー（助言者）を依頼する。
- 5 参加者（全員）、助言者は本会によって知り得た情報等につき、参加者の権利、利益を損なわないよう、相互信頼の精神で秘密の保持に留意すること。
- 6 実際の運営に当っては、人数等を勘案して、2～3組のグループ（分科会）に分けて行事を行うこともある。

### (会員)

第6条 本プラザ会員は、武蔵野商工会議所の会員であって、交流活動を自ら積極的に推進していく意欲的な経営者（代表者、又はこれに準ずる者）とする。

(入会及び退会)

第7条 新会員の入会の諾否は、役員会において決定する。

2 会員は退会届を役員会に提出することにより退会することができる。但し、次に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 会員本人の死亡または会員所属組織の解散
- (3) 除名

(除名)

第8条 次の各号に該当する会員を総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その総会の7日前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたってプラザ会費及び商工会議所会員会費の納入、その他会員たる義務を怠った会員
  - (2) 本プラザの体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
- 2 除名されたものは、除名された日から少なくとも2年間は本プラザの会員となることができない。

(会員以外の参加)

第9条 次の各号に該当するものはオブザーバーとして本プラザの事業に参加することができる。但し料金を伴う事業については実費負担とする。

- (1) 本プラザに入会を希望しているもの
- (2) 本プラザ会員が所属する会社の役員、社員、従業員等
- (3) その他会長が認めたもの

(役員)

第10条 本プラザに次の役員をおく。

|      |             |
|------|-------------|
| 会長   | 1名          |
| 副会長  | 4名以内        |
| 幹事   | プラザ会員数の1割以上 |
| 会計監事 | 2名          |
| 相談役  | 若干名         |

- 2 役員の任期は3年とする。その期間は役員改選年の10月1日から3年後の9月30日までとする。
- 3 役員は任期終了後、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、本プラザを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、役員会を構成し本プラザの事業を遂行する。
- 4 会計監事は、会の経理を監査し、総会に報告する。
- 5 相談役は本プラザの事業または会議において適切なアドバイスを行う。

(役員を選任)

第 12 条 会長は、原則として副会長内より選出し、総会において承認する。会長が承認された上で、会長以外の役員を総会にて紹介する。

- 2 会長以外の役員は、会長が選任する。
- 3 役員は、役員会において、会長を除く役員の増減を規定人数に抵触しない範囲内で提案出来る。追加された役員の就任期間は、残任期間とする。

(相談役)

第 13 条 本プラザの運営上必要に応じ、総会の決議により学識経験者及び本プラザ関係の功労者の中から相談役を置くことができる。

(総会)

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、またはプラザ会員が総プラザ会員の 5 分の 1 以上の同意を得て会議の目的たる事項及び召集の理由を明記した書類を会長に提出して召集を求めたとき、随時開催することができる。

- 2 総会は、会長が召集し、議長となる。
- 3 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第 15 条 総会においては、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会長の選出
- (4) 会則の変更
- (5) その他、本プラザ運営上の重要な事項

(役員会)

第 16 条 役員会は、各役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 役員会による議事は、出席者の過半数により決する。
- 4 役員会では、総会に付議する議案の審議、月例交流会及び各種事業の計画案の策定等を行う。

(会費)

第 17 条 本プラザ運営のため、会員は次の会費を納入する。年間 1 万円（下期入会：5 千円）

- 2 会費は、毎年 4 月に納入する。（但し、2 回の分納も可とする）
- 3 第 1 項の会費の他、事業遂行上必要な費用が生じた場合は役員会の決定により別途臨時会費を徴収することができる。
- 4 第 7 条第 2 項の規定により会員が退会した場合であっても、既納の会費は原則として返還しない。

(会計、事業年度)

第 18 条 本プラザの会計及び事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(弔慰規定)

第 19 条 プラザ会員の弔事に際しては規定に基づき弔慰金を贈る。

(変更及び廃止)

第 20 条 本会則は総会の決議を経なければ変更又は廃止することができない。

附 則

この会則は令和 06 年 9 月 13 日から施行する。

|      |       |      |     |      |
|------|-------|------|-----|------|
| 制定施行 | ・・・平成 | 2 年  | 4 月 | 1 日  |
| 一部改正 | ・・・平成 | 4 年  | 5 月 | 13 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 16 年 | 5 月 | 18 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 17 年 | 5 月 | 13 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 18 年 | 5 月 | 15 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 21 年 | 5 月 | 13 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 24 年 | 5 月 | 14 日 |
| 一部改正 | ・・・平成 | 24 年 | 9 月 | 4 日  |
| 一部改正 | ・・・令和 | 06 年 | 9 月 | 13 日 |